

**「令和3年度横浜市観光動態消費動向調査業務委託」  
提案書評価基準**

**1 評価方法**

- (1) 出席した評価委員（以下「評価委員」という）は、各評価項目について、1～5点の5段階評価を行う。
- (2) 評価（配点）の考え方は、別紙「評価の視点」のとおりとする。  
なお、提案書に評価項目に該当する記載がない場合は1点とする。
- (3) 項目ごとの評価で過半数の「1」があった場合は、受託候補者としての特定は行わないものとする。（「ワークライフバランス、障害者雇用、健康経営に関する取組」の項目は除く。）
- (4) 応募者が1者のみの場合は、最低制限基準（評価の合計得点の6割）以上であることを条件に、委員長は出席した評価委員全員の合意をもって当該応募者を受託にふさわしい候補者として業者選定委員会に報告できる。

**2 評価項目**

評価項目	配点	加重倍率	評価点	着眼点
<b>1 提案内容に関する視点（小計）</b>	<b>25</b>		<b>70</b>	
業務目的の理解度及び受託に必要な基本的知識	5	×3	15	・業務目的及び横浜市の海外誘客事業に関する現状と課題の理解（15）
調査の設計	5	×3	15	・来訪者数調査の設計（15）
	5	×3	15	・消費額調査の設計（15）
	5	×3	15	・来街者アンケート調査の設計（15）
観光入込客数等の算出方法	5	×2	10	・算出方法に対する考え方とプロセスの明確さ（10）
<b>2 実施体制に関する視点（小計）</b>	<b>21</b>		<b>21</b>	
従事スタッフの構成・人数と業務の実現性	5		5	・従事スタッフの構成・人数（5）
	5		5	・実施スケジュールの妥当性（5）
類似業務の実績	5		5	・類似調査の業務実績（5）
ワーク・ライフ・バランス、障害者雇用、健康経営に関する取組	6		6	・ワーク・ライフ・バランス、障害者雇用、健康経営に関する取組実績（6）
<b>合計</b>			<b>91</b>	

「令和3年度横浜市観光動態消費動向調査業務委託」

評価基準  
評価の視点

評価項目	着眼点	評価の着目点	配点	加重倍率	評価点
<b>1 提案内容に関する視点（小計）</b>			<b>25</b>		<b>70</b>
業務目的の理解度及び受託に必要な基本的知識	業務目的及び横浜市の観光に関する現状と課題の理解（15）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本調査の目的や必要性を理解しているか。</li> <li>●横浜市の観光に関する現状と課題を理解しているか。</li> </ul>	5	×3	15
調査の設計	来訪者数調査の設計（15）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●調査の目的を理解し、横浜市内への国内外からの来訪者の全体量を把握できるような設計となっているか。</li> <li>●全体に占める国内客・訪日外国人客の割合が比較できるような設計となっているか。</li> <li>●今後の観光施策の指標となり得るような、継続実施の実現性を踏まえた調査手法となっているか。</li> </ul>	5	×3	15
	消費額調査の設計（15）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●調査の目的を理解し、横浜市内への国内外からの来訪者の市内消費額を把握できるような設計となっているか。</li> <li>●全体に占める国内客の消費額・訪日外国人客消費額の割合が比較できるような設計となっているか。</li> <li>●今後の観光施策の指標となり得るような、継続実施の実現性を踏まえた調査手法となっているか。</li> </ul>	5	×3	15
	来街者アンケート調査の設計（15）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●調査の目的を理解し、横浜市内への観光入込客の属性を分析できるような設計となっているか。</li> <li>●横浜市内への観光入込客の実態を把握するのに適しており、かつ、必要なサンプル数を確保できるような調査地点及び地点数となっているか。</li> <li>●提案事項について、経年比較に適した、継続実施の実現性を踏まえた内容となっているか。</li> </ul>	5	×3	15
観光入込客数等の算出方法	算出方法に対する考え方やプロセスの明確さ（10）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●業務目的を達成するために必要な算出方法に対する考え方やプロセスの明確さが示されているか。</li> <li>●経年比較に適した算出方法となっているか。</li> </ul>	5	×2	10
<b>2 実施体制に関する視点（小計）</b>			<b>21</b>		<b>21</b>
従事スタッフの構成・人数と業務の実現性	従事スタッフの構成・人数（5）	●事業実施に十分な人数とその構成になっているか。	5		5
	実施スケジュールの妥当性（5）	●無理のないスケジュールになっているか。	5		5
類似業務の実績	類似調査の業務実績（5）	●類似調査の実績があるか。	5		5
ワーク・ライフ・バランス、障害者雇用、健康経営に関する取組	ワーク・ライフ・バランス、障害者雇用、健康経営に関する取組（6） ※1	<p>下記の点について1つ満たすごとに加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●次世代育成支援対策推進法に定める「一般事業主行動計画」を策定しているか。（従業員101人未満の場合のみ加算）</li> <li>●女性活躍推進法に定める「一般事業主行動計画」を策定しているか。（従業員301人未満の場合のみ加算）</li> <li>●次の①～③のうち、いずれか一つを取得しているか <ul style="list-style-type: none"> <li>①次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク）</li> <li>②女性活躍推進法に基づく認定</li> <li>③よこはまグッドバランス賞の認定</li> </ul> </li> <li>●青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定を取得しているか。</li> <li>●障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%を達成をしているか。</li> <li>●健康経営に関する取組として、次の①～③のうち、いずれか一つの認証若しくは認証を受けているか <ul style="list-style-type: none"> <li>①健康経営銘柄</li> <li>②健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）</li> <li>③横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラス</li> </ul> </li> </ul>	6		6
<b>合計</b>					<b>91</b>
【評価】評価は1～5の5段階で行います。（「ワークライフバランス、障害者雇用、健康経営に関する取組」項目は除く。） 5 特に優れている 4 優れている 3 普通 2 やや不十分である 1 不十分である					

【補足】

※1 「ワークライフバランス、障害者雇用、健康経営に関する取組」項目の評価は、6つの着目点について該当した数を評価点とします。